

王寺町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動を支援することで、町民の快適な生活環境の確保と動物愛護の意識の高揚を図ることを目的として、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊チケット（以下「チケット」という）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- （2） 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- （3） 地域猫 飼い主のいない猫で、不妊手術が施された後に、その地域内で適正に管理されている猫をいう。
- （4） 地域猫活動 自治会が地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、地域猫が一代限りの命を全うするよう取り組む活動をいう。
- （5） 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる自治会の会長
- （2） 前号に掲げる者から委任を受けた者

（交付対象外）

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを使用しようとする者は、交付の対象外とする。

- （1） 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- （2） 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- （3） 飼い主のいない猫であったが、現在は飼い主のいる猫
- （4） その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫及び飼い猫

（チケット交付申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、王寺町さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容の審査及びチケットの交付の可否の決定を行い、その結果を王寺町さくらねこ無料不妊手術チケット交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(交付)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後において、チケットの交付を受けるものとする。

(返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、チケットの交付決定を取消し、チケットの交付を受けた者に対して、交付したチケットの全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

(使用報告)

第9条 チケットの交付を受けた者は、チケットを使用した不妊手術の終了後速やかに、王寺町さくらねこ無料不妊手術チケット使用報告書（様式第3号）を町長に提出するとともに、使用しなかったチケットを速やかに返却するものとする。

(免責)

第10条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事件、事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。